

自治（体）基本条例の策定とその論点

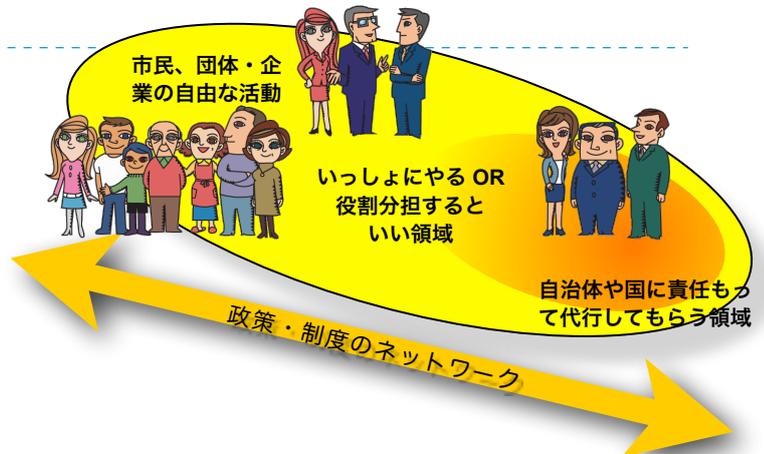
龍谷大学 土山希美枝 kimiet@policy.ryukoku.ac.jp

自治基本条例の概要

- 2000年ニセコ町まちづくり基本条例から、現在300をこえる市町村が制定。
- 「まちの憲法」といわれる、自治体運営の基本となる方針とシクミ。自治体がなにを大事にして、どんなやりかたで実現していくか。
- 基本条例策定により、既存条例の見直し・関連条例の制定がある。
- なぜ必要なのか？
 - ▶ 市民からみて、「市民が自治体を制御するツール」
 - ▶ 自治体からみて、「自分たちが何をどうするべきかの基本ルール」
 - ▶ 自治体運営や行政改革の経験から、理念、制度として残すべきものを明文化する。そのことによって、「市民の信託に答える」とはどういうことかを示す。

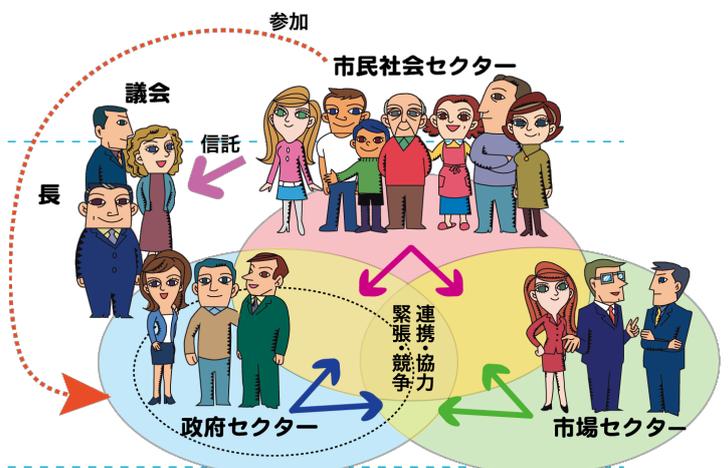
なにを規定するものなのか？

- 「自治体基本条例」と「自治基本条例」
- 市民参加や情報公開
- 市民との関係
- 行政運営
 - ▶ 市民との／役所内での話し合い
- 限りある資源の有効活用
 - ▶ 総計はじめ行政計画と財政との連動
 - ▶ 行政改革
- 市民活動団体、他自治体、国など他政策主体との関係
- 危機管理
- 市民自治にかかわる内容を規定できる？



策定すると何がかわるのか？

- 「何も変わらない」はホント？
- 既存条例の見直し、関連条例の整備
- 市政運営にあたって自律が求められる
- 「期待される市民像」に実効性はある？



論点となるポイントはなにか？

- 議論になるところ
 - ▶ 市民の定義

それぞれの活動領域、重複部分＝「協働」可能な領域
(<http://bb-wave.biglobe.ne.jp/> のフリー素材を使って土山が作成)

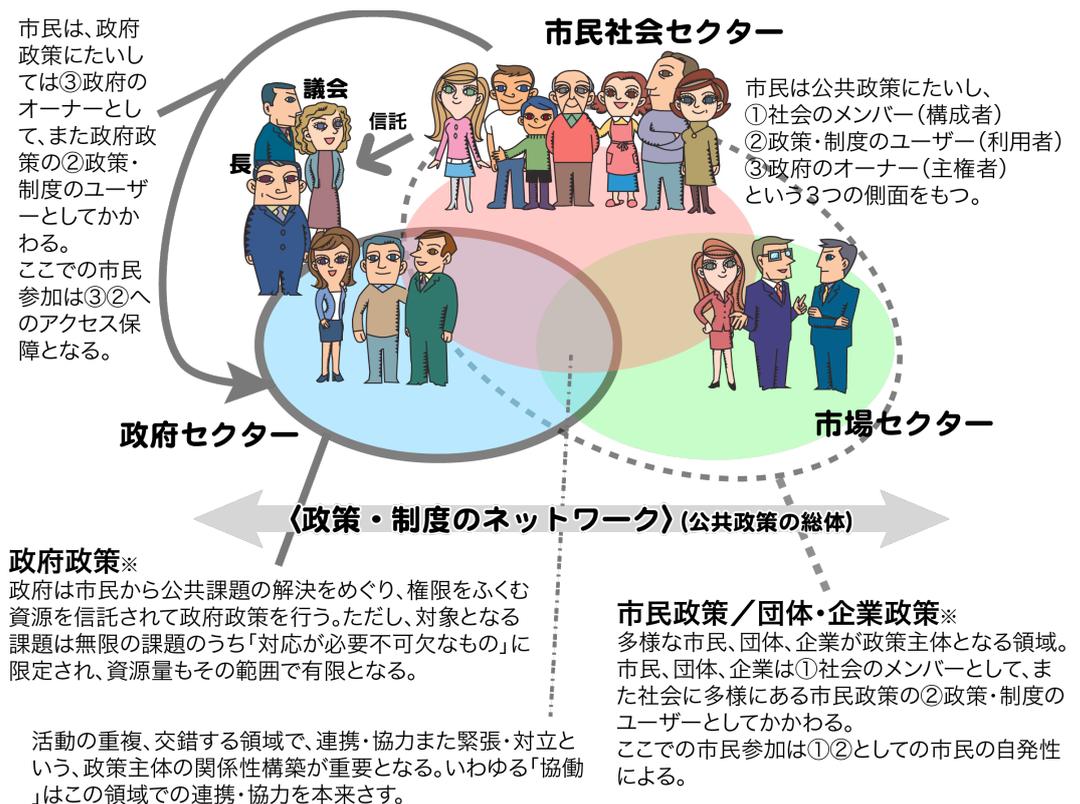
- ▶ 最高規範性
- ▶ 住民投票
- ▶ 地域内分権
- ▶ 議会項目
- ほんとうは大事なところ
 - ▶ 自治体の政策過程、事務執行での自律：話し合い、市民の参加、透明化
 - ▶ 有効資源の有効活用のための自律のシクミ
- 自治基本条例の策定にかかわって気づいたこと
- 多治見市自治体基本条例（市政基本条例の前身）、草津市自治体基本条例、彦根市まちづくり基本条例（未上程）

長と議会と基本条例

- 自治体基本条例と議会
- 議会基本条例と自治基本条例

自治体基本条例は役に立つのか？

- 「役に立つ」とはどういうことか
- 立てば立つほど、行政はタイヘン？
- 自治（体）基本条例策定は、行革である。
- まちの姿、市民と自治体と自治を話し合おう



※松下圭一『政策型思考と政治』東京大学出版会、1991年、8章による整理を参考。
図解素材は、BB-WAVE (<http://bb-wave.biglobe.ne.jp/>) を利用。